22　締約国は、健康、安全及び環境に関する措置の緩和等を通じて他方の締約国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを差し控えること等について定める。（第二二条関係）

23　一方の締約国は、他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有等をされ、かつ、一定の場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる旨定める。（第二三条関係）

24　この協定の見直しについて定める。（第二四条関係）

25　この協定の発効要件等について定める。（第二六条関係）

◇社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定（条約第一三号）（外務省）

この協定は、日本国とハンガリーとの間で年金制度、医療保険制度等の適用調整を行うとともに、両国での保険期間の通算によりそれぞれの国における年金の受給権を確立し、もって両国間の人的交流・経済交流の促進を図ることを目的とするものであり、その内容の大要は、次のとおりである。

1　総則

㈠　協定の対象は、日本国については、年金制度に関し、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立学校教職員共済年金とし、医療保険制度に関し、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法及び高齢者の医療の確保に関する法律により実施される制度とし、ハンガリーについては、保険に係る義務並びに社会保険の給付及び失業した場合に支払われる給付に充てる保険料の納付に関する法律及び規則並びに社会保険の年金給付に関する法律及び規則とする。（第二条関係）

㈡　協定は、一方の締約国の法令の適用を受けているか又は受けたことがある者等について適用する。第三条に規定する者であって一方の締約国の領域内に通常居住するものは、当該一方の締約国の法令の適用に際し、当該一方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。（第三条及び第四条関係）

2　適用法令に関する規定

㈠　一方の締約国内で就労する者については、当該一方の締約国の法令のみを適用する。（第六条関係）

㈡　一方の締約国の制度に加入する被用者及び自営業者が他方の締約国に五年を超えないと見込まれる期間派遣され、又は就労する場合には、当該一方の締約国の法令のみを適用する。一方の締約国の制度に加入する被用者が、雇用者により派遣された後に当該雇用者の関連する雇用者との間でも雇用契約を締結し、他方の締約国に五年を超えないと見込まれる期間派遣される場合には、当該一方の締約国の法令のみを適用する。両締約国の政府は、関連する雇用者の範囲について合意する。その派遣又は自営活動が予定された期間を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局等は、被用者及びその雇用者の共同の申請に基づき、当該一方の締約国の法令のみを引き続き適用することについて一回に限り合意することができる。当該派遣又は自営活動の合計期間は、六年を超えないものとする。これらの規定は、一方の締約国から第三国に派遣された後、当該第三国から他方の締約国に派遣される場合についても、適用する。（第七条関係）

㈢　両締約国の権限のある当局等は、第六条から第九条までの規定の例外を認めることについて合意することができる。（第一〇条関係）

3　給付に関する規定

㈠　日本国については、日本国の実施機関は、日本国の法令による給付を受ける権利を確立するため、ハンガリーの法令による保険期間を考慮すること等、日本側にのみ適用される特別の事項を定める。（第一四条～第一七条関係）

㈡　ハンガリーについては、ハンガリーの実施機関は、完全給付のための十分な保険期間を有しない者については、日本国の法令による保険期間を考慮すること等、ハンガリー側にのみ適用される特別の事項を定める。（第一八条～第二一条関係）

4　雑則

㈠　一方の締約国の権限のある当局等から他方の締約国の権限のある当局等に伝達された個人に関する情報は、両締約国の法令等により保護される。（第二五条関係）

㈡　協定の解釈等についての意見の相違は、両締約国間の協議により解決する。（第二八条関係）

㈢　協定は、効力発生の日から給付を受ける権利を確立させるものとする。協定の実施に当たっては、協定の効力発生前の保険期間等についても考慮する。協定の効力発生前から一方の締約国で就労していた者については、その派遣及び自営活動の予定された期間は、協定の効力発生の日に開始したものとみなす。協定の効力発生前に個人について行われた決定は、協定により確立されるいかなる権利にも影響を及ぼすものではない。（第三〇条関係）

㈣　協定は、両締約国が、効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の翌月の初日に効力を生ずる。いずれの締約国も、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面により協定の終了の通告を行うことができ、協定は、終了の通告が行われた年の翌年の末まで効力を有する。（第三二条及び第三三条関係）

◇万国郵便連合一般規則（二千十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの）（条約第一四号）（外務省）

この万国郵便連合一般規則（以下「一般規則」という。）は、万国郵便連合（以下「連合」という。）の運営に関する事項について所要の変更を加えるため、現行の一般規則を更新するものであり、その概要は、次のとおりである。

1　大会議、管理理事会、郵便業務理事会及び諮問委員会の組織、権限及び運営（第一章関係）

連合の最高機関である大会議並びに連合の常設機関である管理理事会、郵便業務理事会及び諮問委員会の組織、権限及び運営等について規定している。

2　国際事務局（第二章関係）

連合の常設機関である国際事務局に関し、国際事務局長及び国際事務局次長の選挙及び権限、国際事務局の任務等について規定している。

3　議案の提出及び審査、採択された決定の通報並びに施行規則及び採択された決定の効力発生（第三章関係）

大会議への議案の提出の手続、大会議から大会議までの間における条約又は約定の改正の議案の提出の手続及び審査等について規定している。

4　財政（第四章関係）

連合の経費の決定、分担金についての規則、分担等級等について規定している。

5　仲裁（第五章関係）

紛議が生じた場合の仲裁手続について規定している。

6　連合内で使用する言語（第六章関係）

国際事務局の業務用語並びに書類、審議及び業務上の通信に使用する言語について規定している。

7　最終規定（第七章関係）

この一般規則に関する議案の承認の条件、この一般規則の改正、効力発生等について規定している。

◇万国郵便条約（条約第一五号）（外務省）

この条約は、国際郵便業務に関する事項について所要の変更を加えるため、現行の条約を更新するものであり、その概要は、次のとおりである。

1　条約

㈠　国際郵便業務に適用される共通の規則（第一部）

定義、普遍的な郵便業務、憲章に定める継越しの自由の原則の具体的な適用、郵便物の所属、料金、郵便切手、郵便業務の保障、違反行為、個人情報の取扱い等について規定している。

㈡　通常郵便及び小包郵便に適用される規則（第二部）

(1)　業務の提供（第一章関係）

基礎業務、型による通常郵便物の分類、追加の業務、引き受けられない郵便物及び禁制、調査請求、税関検査及び関税その他の課金等について規定している。